

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(高浜1, 2, 3, 4号炉設置変更(津波警報が発表されない可能性のある津波への対策))【16】」

2. 日時：令和2年7月2日 17時00分～18時15分

3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室(TV会議システムを利用)

4. 出席(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

岩田安全管理調査官、中野上席安全審査官、深堀上席安全審査官、石井主任安全審査官、松野安全審査専門職、田澤審査チーム員、立元審査チーム員

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力技術部長 他9名※

5. 要旨

(1) 関西電力から、高浜発電所の原子炉設置変更許可申請(津波警報が発表されない可能性のある津波への対策)について、本日の提出資料に基づき説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行ったが、前回までのヒアリングで求めた詳細説明への対応が未了であるなど、十分な事実確認ができなかったことから、前回までのヒアリング時の繰り返しとなる以下の点について、改めて事実確認の趣旨を説明した上で詳細な説明を求めるとともに、引き続き申請内容を確認することとした。

○防潮ゲートのトリガー設定について、従来は許可の際に策定している入力津波について、基準津波3及び4のうち、津波防護対策に係る入力津波については、設工認にて策定することの理由を第Ⅲ編で示すこと。

○トリガーを設定するための波源の選定から評価に用いるパラメータの選定、トリガー設定値の決定に至る一連の評価プロセスについて、結論のみならず、審議の経緯等が明確になるよう記載すること。また、設工認において警報無し津波に対する津波防護対策の妥当性を確認するための入力津波の策定について、設置変更許可において策定しないこと理由、妥当性等について追記するとともに、どのような方針、手法により入力津波を策定するのかについて追記すること。

○構内の潮位計については、潮位計本体のみを申請対象とするのか、潮位観測を行うために構成される電源等を含めたシステムとして申請対象とするのか、申請上の定義があいまいである。整理して明確にすること。なお、審査資料全般においても、申請上の定義に関して同様のあいまいさが散見されることから、構内潮位計以外の設備等についても、同様の整理を行い、それらの申請上の定義を明確にすること。

○設置許可基準規則への適合性に関する説明について、第12条及び第26条に関する説明は、これまでの説明と整合しないため、審査会合での議論を踏まえた内容とすること。

(3) 関西電力から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 高浜発電所 1～4号炉津波警報が発表されない可能性のある津波への対応について
＜補足説明資料＞ 第三編（耐津波設計方針の検討経緯）
- ・ 高浜発電所 1～4号炉津波警報が発表されない可能性のある津波への対応について
＜補足説明資料＞ トリガーを設定するための入力津波作成に係る補足説明資料

以上